

# 広島県公立中学校における技術科専任教員の他校「兼務」の実態

佐藤 守<sup>1)</sup>・馮 晨<sup>2)</sup>・木下 龍<sup>3)</sup>\*

<sup>1)</sup>東京学芸大学連合学校教育学研究科・博士課程

<sup>2)</sup>千葉大学大学院・学校教育学研究科・修士課程

<sup>3)</sup>千葉大学・教育学部

## Situation of Full-time Technology Teacher Concurrently Served at Other Public Junior High Schools in Hiroshima Prefecture, Japan

SATO Mamoru<sup>1)</sup>, FENG Chen<sup>2)</sup> and KINOSHITA Riew<sup>3)</sup>\*

<sup>1)</sup>The United Graduate School of Education, Tokyo Gakugei University (Doctor Course), Japan

<sup>2)</sup>Faculty of Education, Graduate School of Education, Chiba University, Japan

<sup>3)</sup>Faculty of Education, Chiba University, Japan

近年、教員不足問題に対する政策として、ある学校の専任教員が他校の教員を兼務して授業する、専任教員の他校「兼務」が推進されている。本研究は、技術科の専任教員の他校「兼務」が特に深刻な地域であるとみられる、広島県の公立中学校に焦点を当てたケーススタディである。本研究では、『広島県教育関係職員録』に記載された公立中学校技術科教員で兼務を発令された教員を対象に、アンケート調査を行った。その結果、広島県では、技術科教員不足問題に対して、再任用教員、臨時免許教員、兼務を発令された教員で対応していた。兼務を発令された教員20名の内訳は、退職後再任用かつ兼務を発令された教員3名、臨時教員1名、専任教員の他校「兼務」教員16名であった。アンケート調査回答者11人のうち、10人は兼務に負担を感じていた。その中でも特に「教材の準備」、「道具や機械の整備」、「施設の整備」に負担を感じていたことが明らかになった。

キーワード：広島県 (Hiroshima Prefecture)、技術科 (Technology Education)、専任教員 (full-time teacher)、専任教員の他校「兼務」 (concurrently serving as a full-time teacher at other schools)、教育条件整備 (improvement of educational conditions)

### 1. 研究の目的と背景

本研究は、人的教育条件整備研究の一環として、技術科専任教員の他校「兼務」の実態を、ケーススタディを通して明らかにすることを目的とする。

本研究で取り上げる「専任教員の他校『兼務』」とは、本務校に専任教員として勤務しているながら他の学校（以下、兼務校と称する）の教員として兼務するシステムをさす。

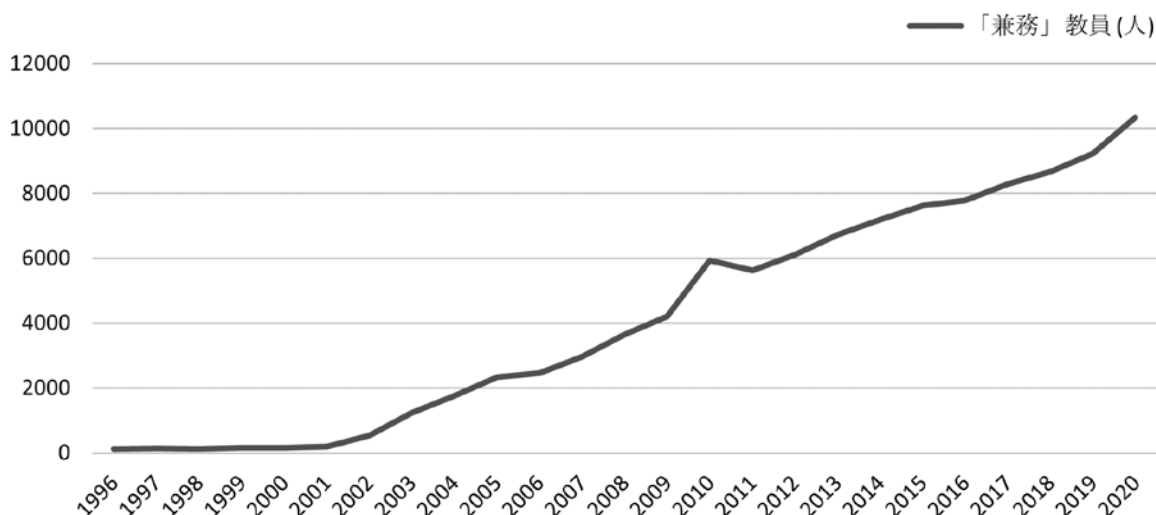
1990年代から、教育課題の一つとして、教員不足が深刻である。教員不足問題に対しては、免許外教科教授担任の許可が措置された。免許外教科教授担任とは、教育職員免許法<sup>1)</sup>（以下、教免法）附則第2項に基づき、ある教科を担当する教員がいないか不足する場合、1年間に限って他教科の教員が免許外の教科を担当することを許可する臨時的措置である。しかしながら免許外教科教授担任の教員は他の教科の教員が免許外の教科を担当する措置であり、当該教科を教授する教員はその教科に相当する免許状を有すべきとする相当免許主義（教免法第3条）に即して、専門教科ではない教員が授業をすることが問題として指摘された。文部省（当時）は、中学校における免許外教授担任の解消および社会人活用の推

進を図るため、1994年「中学校非常勤講師配置調査研究補助」制度を実施した。これによって、各都道府県では、非常勤講師の配置のみならず、免許外教科担任の解消に向けて積極的な取り組みを始め、臨時免許状で代替しようとする政策が実施された。臨時免許状とは、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、教育職員検定に合格した者に授与される学校の種類別および教科別の助教諭または養護助教諭免許状である。その免許状は、授与された都道府県で3年間のみ有効なものである。その結果、「中学校非常勤講師配置調査研究補助」が実施された翌年における免許外教科担任の許可件数は前年度より約20%の減少となったことであった。免許外教科担任の問題はある程度緩和された。しかしながら、臨時免許状もその臨時的性格は否めない。実際、教員不足の問題は本質的な解決に至っていない。こうした歴史的な経緯を経て、近年では、ある学校に配置されている専門の教員免許状を有する専任教員を他の学校に兼務させる、専任教員の他校「兼務」が実施されてきた。

ただし、「兼務」という概念の意味内容については、一定の整理が必要である。「兼務」という概念は、近年に提起されてきた概念ではない。文部科学省編「学校基本調査」においては、1950年代から使用されてきた。当時文部省は「兼務」教員を、以下のように定義した。一つ目は「他の学校に勤務しているものがさらにその学校

\*連絡先著者：木下 龍 kinoshita@faculty.chiba-u.jp

表1 学校基本調査による「兼務」教員人数（学校基本調査1996-2021より）



の教員を兼ねているもの」、二つ目は「他に教員以外に本職のあるものが、その学校の教員を兼ねているもの」である。

こうした定義に基づき、「学校基本調査」<sup>2)</sup>に計上されてきた全国公立中学校の「兼務」教員の総人数は、2000年前後まで、約毎年280人程度で増減してきた。しかし、2001年から、199人であった「兼務」教員人数が、急激に増加した。その後は表1のように右肩上がり増加を続け、昨年2020年度までに、全国公立中学校における「兼務」教員人数は1万人を越えた。

2000年以降の「兼務」教員人数の増加の要因には、2000年前後までの「兼務」とそれ以降の「兼務」が意味する対象の変化があった。その変化の背景には、2000年5月19日に公表された、教職員配置の在り方に関する調査研究協力者会議「今後の学級編成及び教職員配置について（報告）」<sup>3)</sup>において、「教職員の学校間の兼務等も各都道府県教育委員会の裁量によって可能であることなども併せて明確にする。」とする方針が出された。2002年には、新制中学校発足後初めて制定された中学校設置基準の第6条3によって、「中学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合には、他の学校の教員等と兼ねることができる」とされ、専任教員の他校「兼務」問題は、人的教育条件整備の不足部分を臨時的に補うための制度だけではなく、恒常的な制度として位置づけられるようになったとみられる。

本研究は、以上のように、教員不足問題に対する政策として推進される、専任教員の他校「兼務」問題の具体的課題を、ケーススタディを通して明らかにすることを試みる。

## 2. 先行研究の到達点と課題

専任教員の他校「兼務」に関する先行研究としては、丸山（2010）<sup>4)</sup>、木下ら（2013）<sup>5)</sup>、井川（2015）<sup>6)</sup>の研究がある。

2010年、丸山は「技術科及び家庭科専任教員の他校『兼務』問題—北九州市における事例を中心に—」のなかで、専任教員の他校『兼務』を、「ある中学校に配置されて

いる教員を地域の他の学校の教員として『兼務』させること。」と定義し、その問題を検討した。

丸山は、専任教員の他校「兼務」の制度化の経緯を明らかにすることとともに、その方針に沿っていち早く実施されたとみられる「典型的事例」として北九州市の事例をとりあげ、その実態を聞き取り調査によって明らかにした。

近年よく指摘される専任教員の他校「兼務」は、1998年9月の中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」を発端として「地域内の小学校、中学校、高等学校の間で、教職員を兼務させる」ことが提言され、2002年に新制中学校発足後初めて制定された中学校設置基準第6条3として、「中学校における教員等は、教育上必要と認められる場合には、他の学校の教員等と兼ねることができる」という条項が取り入れられ、専任教員の他校「兼務」問題は、人的教育条件整備の不足部分を臨時的に補うための制度だけではなく、恒常的な制度として位置づけられるようになった経緯を明らかにした。

北九州市における専任教員の他校「兼務」は、①「免許外教科担当の解消を図る」ことを目的とした中学校間兼務と、②「小学校における専科指導の充実を図る」ことを目的とした小学校勤務の2種類が設定されていたことを明らかにした。さらに、教員の加配措置がとられていなかった、北九州市における専任教員の他校「兼務」は、実施当初、41人が「兼務」発令され、そのうち26人が学級担任であり、そのうちの12人は第三学年の担任であったこと、さらに兼務教員は「評価」を直接つける権限がない問題を指摘した。

2013年、木下らは「全国公立中学校の技術・家庭科（技術分野）における専任教員の他校『兼務』の実施状況」によって、全国の都道府県教育委員会にアンケート調査を実施し、全国に2,812人の専任教員の他校「兼務」教員が存在すること、その内、技術科専任教員の他校「兼務」教員が104人存在することを都道府県別に明らかとした。兼務が発令される教員の担当教科では、実習などで施設・設備が必要となる技術科が安全管理などの点で深刻であることが指摘された。

木下らの全国調査（2013）の結果から、全国に2,812

人の専任教員の他校「兼務」教員が存在することが明らかとなった。専任教員の他校「兼務」の人数が多い都道府県は、大阪府(274人)、広島県(249人)、栃木県(244人)であった。そのうち、技術科の兼務教員の人数は、広島県(24人)、栃木県(3人)であった。大阪府の調査では具体的な担当科目が不明であった。

技術・家庭科(技術分野)の視点からみた専任教員の他校「兼務」について、木下らは初めて兼務における負担に注目した。技術科専任教員の他校「兼務」教員が勤務する本務校と兼務校で、道具や機械、施設などが大きく異なる場合、技術科専任教員の他校「兼務」教員の負担も倍増されることなど、技術科専任教員の他校「兼務」を実施する場合、とくに十分な物的教育条件整備が保障される必要があると指摘した。

2015年、井川は「北海道における技術科教員の他校『兼務』の実態」で、技術科教員の他校「兼務」に関する北海道のケーススタディを発表した。井川は、北海道における技術科教員の他校「兼務」教員の教育労働上の労働負担に焦点を当て、休暇が取れないなどの労働負担の問題、本務校での家庭科との関係や兼務校での授業開設時期など、授業実践上の困難を生み出している実態を指摘した。さらに、井川は技術科教員へのインタビュー調査によって、公共交通機関を利用することが難しい北海道固有の問題も指摘した。

以上のように、これまでの専任教員の他校「兼務」問題に関する先行研究では、まず丸山(2010)による北九州市の事例研究によって、専任教員の他校「兼務」の問題性が注目された。続く木下ら(2013)によって、全国調査が実施され、専任教員の他校「兼務」の全国的な実施状況が明らかになった。これを受け、井川(2015)は、労働負担の視点も加味して北海道の事例を取り上げ、北海道固有の問題も明らかにした。

以上の先行研究の検討から、他の地域でケーススタディを蓄積することが課題となると言える。専任教員の他校「兼務」の実施状況は、地方公共団体によって状況が異なることが考えられるからである。本研究は、これらを引き継ぐ事例研究である。

### 3. 研究の方法

2013年の木下らの全国調査のデータから、専任教員の他校「兼務」教員の人数が多かった地域は大阪府(274人)、広島県(249人)、栃木県(244人)、佐賀県(188人)であることが明らかとなった。これらの府県の内、技術科専任教員の他校「兼務」教員人数は、大阪府が不明、広島県24人、栃木県3人、佐賀県10人であった。技術科専任教員の他校「兼務」教員の人数の割合では、広島県9.6%、栃木県1.2%、佐賀県5.3%であった。広島県は平均値の4.9%を超え、技術科専任教員の他校「兼務」が特に深刻な地域であるとみられる。

そこで本研究は、広島県公立中学校における技術科専任教員の他校「兼務」に焦点をあて、その実態を明らかにすることを試みる。研究の方法としては、以下のように設定した。

第一に、広島県公立中学校における技術科専任教員の

他校「兼務」者を特定する。方法としては『広島県教育関係職員録』(2021)に掲載された技術科の「兼務」教員を選定した。対象者は、20人であった。この『広島県教育関係職員録』は、公立学校に勤務する職員の氏名、勤務校、発令された辞令などが掲載されたものである。本研究では、広島県教育委員会の協力を得て、これを入力した。

第二に、『広島県教育関係職員録』に記載された公立中学校技術科教員で兼務を発令された教員を対象に、アンケート調査を行った。

調査内容は、先行研究を参考に設定した。以下の通りである。

#### ① 兼務の基本情報

広島県技術科教員の勤務歴、兼務歴、兼務している学校数、および兼務の形態を、基本情報として調査する。兼務の形態とは、本務校と兼務校の兼務形態を指す。項目に挙げられた兼務の形態は、「中学校(本務校)一小学校(兼務校)」、「中学校(本務校)一中学校(兼務校)」、「中学校(本務校)一複数の中学校(兼務校)」、「中学校(本務校)一高等学校(兼務校)」である。これ以外の兼務形態は、「その他」とする。

#### ② 兼務の中で負担を感じたこと

具体的な調査項目は、「本務校と兼務校間の移動(例：兼務校と本務校の距離が遠いなど)」、「兼務校での人間関係(例：同僚との連携、生徒との関係など)」、「指揮命令系統(例：兼務校で誰の命令を受けるかなど)」、「授業時間数(例：家庭科との時間割など)」、「実践的課題(例：本務校での担任や主任との両立、兼務校で直接評価を付けることができないなど)」、「教材の準備(例：本務校と兼務校の教材違いなど)」、「道具や機械の準備(例：兼務校での整備問題など)」、「施設の整備(例：技術科室や圍場など)」、「その他」である。

#### ③ 兼務という制度に対する賛否

兼務という制度に対して、技術科教員としての意見などを自由記述で調査する。

#### ④ その他の意見と感想

技術科教員ならではの意見や感想を自由に記入する項目である。

調査方法は、アンケート用紙の郵送、GoogleフォームによるWebアンケートの両方を同時に実施した。また、アンケート調査後、追加質問がある場合、メールでのインタビュー調査を行った。アンケート調査は、2021年10月に実施し、11件の回答があった、回答率は55%であった。

### 4. アンケート調査の結果

『広島県教育関係職員録』(2021)によると、広島県公立中学校では、技術科教員不足問題に対して、再任用教員21名、臨時免許教員9名の他、兼務を発令された教員20名で対応していた。

兼務を発令された教員20名の兼務形態は中学校(本務校)と中学校(兼務校)18名、中学校(本務校)と複数の中学校(兼務校)1名、中学校(本務校)と中学校(兼

務校)と小学校(兼務校)1名であった。

調査の結果、20人の内、退職後再任用の教員が3名、臨時免許教員が1名含まれることがわかった。現職の専任教員の他校「兼務」教員の人数は16名であった。

2021年度現在、広島県公立中学校における技術科専任教員の他校「兼務」教員は16名であることが明らかになった。

アンケート回答者の11人をA、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K教員として称する。

アンケート調査結果、勤務歴はA教員18年間、B教員29年間、C教員33年間、D教員不明、E教員38年間、F教員9年間、G教員35年間、H教員36年間、I教員42年間、J教員38年間、K教員17年間であった。広島県公立中学校兼務を発令された技術科教員最も長い勤務歴42年間、最も短い勤務歴9年間であり、30年間以上が6人であった。平均勤務歴は29.5年間であった。

兼務歴は、A教員8年間、B教員4.5年間、C教員7.5年間、D教員4年間、E教員10年間、F教員5.5年間、G教員8年間、H教員8年間、I教員3年間、J教員3年間、K教員9年間であった。そのうち、最も長い兼務歴は10年間、最も短い兼務歴は1年間で、平均兼務歴は6.2年間であった。

兼務の形態について、「中学校(本務校)－中学校(兼務校)」の兼務形態はA教員、B教員、D教員、E教員、F教員、G教員、H教員、J教員、K教員9名であった。「中学校(本務校)－複数の中学校(兼務校)」の兼務形態はC教員1名であった。「中学校(本務校)－中学校(兼務校)－小学校(兼務校)」の兼務形態はI教員1名であった。

アンケート調査結果から、兼務の中で負担を感じたことは、「教材の準備」8人、「道具や機械の整備」8人、「施設の整備」8人、「兼務校での人間関係」6人、「実践的課題」5人、「授業時間数」4人、「その他」3人、「本務校と兼務校間の移動」2人、「指揮命令系統」2人であった。

「兼務」という制度についての賛否は、賛成3人、中立2人、反対6人であった。

## 5. アンケート調査の分析

### 5.1 兼務の基本情報について

以上のデータから、広島県では、兼務を発令された20人の教員のうち、本務が再任用教員と臨時免許教員の教員合計4名を除き、技術科専任教員の他校「兼務」教員は16名であることが明らかになった。

本務が再任用教員と臨時免許の教員4名のうち、退職後再任用の教員3人が兼務も発令され、臨時教員1人も兼務を発令された状況であった。広島県公立中学校技術科教員に関しては、再任用教員・臨時免許教員も含めて兼務が発令されていたことが確認できた。

広島県公立中学校で兼務を発令された技術科教員の兼務校は、全部中学校であることが明らかになった。さらに言えば、広島県の事例では、公立中学校技術科教員の兼務はすべて技術科に限られていることを確認できた。

広島県公立中学校で兼務を発令された技術科教員の勤務歴は、平均勤務歴30年間であった。兼務を発令された技術科教員は基本ベテラン教員であった。言い換えれば、現在、広島県公立中学校技術科の教員不足問題を、ベテラン教員がメインに支えていることが明らかになった。広島県公立中学校では、兼務を発令された教員の年齢層から、技術科教員不足の問題に対して、広島県教育委員会は若手教員を採用するのではなく、専任教員の他校「兼務」教員、再任用教員、臨時免許教員で対応していることが考えられる。

### 5.2 兼務の中で負担を感じたこと

アンケート調査の結果から、主に指摘されたのが「教材の準備」、「道具や機械の整備」、「施設の整備」であった。「教材の準備」について、E教員の意見「同じものを2校で作成すればいいのですが、そこまでの時間もなく、教材見本・ロボットの競技場・プログラミングの競技場など1つの教材を軽の車でもってゆく、同じ教材を同時に使うのではなく、時期をずらして使っています。」

表2 広島県技術科教員兼務歴と勤務歴(単位:年間)

教員	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	平均
勤務歴	18	29	33	/	38	9	35	36	42	38	17	29.5
兼務歴	8	4.5	7.5	4	10	5.5	8	8	3	1	9	6.2

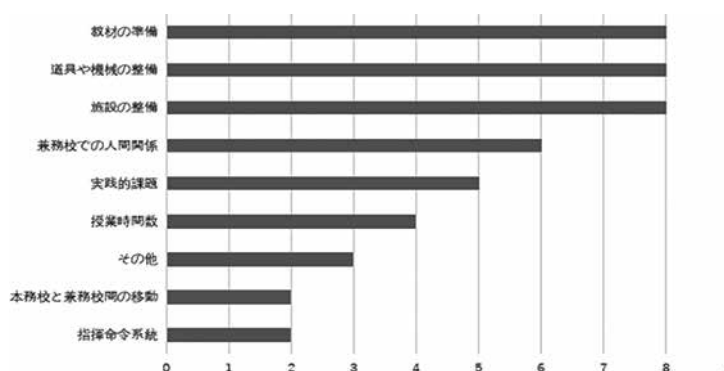


図1 負担を感じたこと調査の結果

という記述から、教材の準備は本務校と兼務校用の教材をそれぞれ準備する必要があることがわかる。E教員は時期をずらして同じ教材を使用していた。しかし栽培など季節によって同時期に使う教材を、私費で購入した場合もあると述べた。また、授業開設時期によって、本務校と兼務校の教材が異なる場合があるため、教材の準備に疲労している教員も少なくない。

兼務形態は、中学校（本務校）—中学校（兼務校）である場合、教材の準備における負担は大きい。調査対象の中で、兼務形態が中学校（本務校）—複数の中学校（兼務校）の教員の場合、それ以上の負担が見込まれる。

「道具や機械の整備」について、H教員は「道具や機械の整備が不十分である」、I教員は「兼務校で道具の整備状況が悪い」との意見を述べた。

兼務校での「道具や機械の整備」状況がかなり悪い場合があることが分かった。兼務校では、技術科教員が常駐するわけではないため、技術科に関する「道具や機械」の管理者がおらず、技術科専任教員の他校「兼務」教員が、本務校での業務に加えて、兼務校でも「道具や機械の整備」の責任を負わなければならない。そのため、兼務中は授業だけではなく、授業のための「道具や機械の整備」や、雑務などのことも技術科専任教員の他校「兼務」教員がやらなければならない場合が多い。こうした施設設備の問題は、各校に一人しかいない技術科固有の負担である。

E教員の事例では、今年2021年度プレハブの技術教室への引っ越し（荷物・機材の移動）があったため、製図室の整理整頓・不必要な使わないものまたは古いものの撤去・分解・分別などで1ヶ月時間かかっていた。さらにそれに関わる道具もE教員自身で準備した。前任教員の整備が不十分であったため、E教員の負担がさらに大きくなったことが分かった。道具や機械の整備は単なる個人の問題ではなく、前任の教員との連携も重要なことであると考えられる。

「施設の整備」に関して、「エアコン」はキーワードとして複数回指摘された。

その中、C教員は空調設備のない技術の製図室で兼務する途中、熱中症になったことがあったと述べた。

公立中学校の技術科用施設には「エアコン」の有無が教員の負担にかかわっていることが判明した。しかしながら「エアコン」の問題は、兼務中での負担だけではなく、おそらく全国技術科教員共通の問題であると考えられる。

「施設の整備」については、兼務ならではの負担がある。

C教員の事例では、夏場の栽培を管理するため、休暇中にもかかわらず、兼務校に通わなければならないことが分かった。

K教員は実験や実習の管理、特に生物育成の管理が負担になると指摘した。

技術科では、2008年に改訂された学習指導要領により「生物育成に関する技術」が必修と規定された。各中学校技術科において、「生物育成に関する技術」のための栽培用土の確保と管理は、技術科教員の責任になった。しかし兼務校では、技術科教員が配置されていない場合が多く、そのため、圃場の確保と管理は事実上無人の状

態になる。技術科専任教員の他校「兼務」教員が兼務校で圃場の管理を行うには日常的に兼務校に通う必要がある。兼務校で授業がない週であっても圃場を管理するため兼務校に通うことになる。その負担は技術科専任教員の他校「兼務」教員ならではの負担であると考えられる。

「兼務校での人間関係」に関して、主に「講師・非常勤講師の扱い」が指摘された。H教員は兼務校で講師のようなスタンスになっていると述べた。I教員は兼務校で非常勤講師の扱いになっていると指摘した。I教員はこの状況に対して、「不公平」と批判した。

他に指摘されたのは、兼務校で教員や生徒とのコミュニケーションをとる時間がない点であった。E教員は本務校での仕事があるため、兼務校での授業を終えるとすぐ本務校に帰る。そのため、兼務校の教員や生徒とコミュニケーションをとる時間が確保できない状況であった。

「実践的課題」については、C教員はテストについて3校それぞれ作り、それぞれの学校で起案・決済が必要と指摘した。E教員は2校で評価・試験作成などを行うのは負担になると指摘した。

北九州市の事例では、丸山は「専任教員の他校『兼務』教員が兼務校で直接評価をつけることができない」と指摘した。しかし広島県の事例では、技術科専任教員の他校「兼務」教員はテストの起案・決済だけではなく、採点までも行っていた。先行研究で指摘された「直接評価を付けることができない」点については、地域によって技術科専任教員の他校「教員」の権限が違う、あるいは実質的にその負担を「兼務」が担っていたとみられた。

他に、B教員は「教務主任との両立が困難である」、F教員は「担任、主任などの両立が困難」であることを指摘した。専任教員の他校「兼務」において、兼務校での負担だけではなく、本務校での校務分掌が兼務によって負担になることがあったと分かった。

「授業時間数」に関しては、このような負担につながることが分かった。

E教員は兼務校で週4.5時間で、週2日であった。しかし兼務校での授業後、本務校の授業があったため、すぐ本務校に戻らなければならない。こうした事例は「授業時間数」が「本務校と兼務校間の移動」にもかかわっていることが分かった。

H教員の事例では、週3日兼務校に通い、本務校より兼務校にいる時間が多く、どちらの学校の教員かわからなくなることを指摘した。兼務校での授業時間数が多い場合は、このような問題があることが分かった。しかし兼務校で授業時間数が少ない場合にも問題が指摘された。兼務校で生徒の様子などもよく知らずに授業にでる状況が複数指摘された。

「本務校と兼務校間の移動」については、以下の意見があった。「(B教員)移動に片道40分かかる。準備、整備の時間が取れない」、「(E教員)移動距離は、車で10分。しかし技術の教科のみの特徴と思われるが、2ヶ所の授業準備、授業道具の準備、栽培実習での休日の水やりなど1日に2ヶ所いくこともあり、学年の仕事・学校の雑務、毎日の超過勤務・土日の仕事などとても勤務時間でおわることはなかった。」

北海道の事例では「本務校と兼務校間の移動」は特に

問題とされた。北海道ほどではないものの、広島県の事例でもその問題が指摘された。

以上のように、兼務の中で、広島県公立中学校技術科教員は「教材の準備」、「道具や機械の整備」、「施設の整備」、「兼務校での人間関係」、「実践的課題」、「授業時間数」、「本務校と兼務校間の移動」、「指揮命令系統」、「その他」に負担を感じていた。「教材の準備」については本務校と兼務校2校あるいは3校分の教材を準備する負担がある。「道具や機械の整備」は兼務校で「道具や機械」の管理の責任を取る負担がある。「施設の整備」はエアコンのない教室での授業が負担になることが指摘された。技術科教員特有の負担としては栽培用土の管理があった。「兼務校での人間関係」は兼務教員が講師・非常勤講師の扱い問題が指摘され、兼務校で教員と生徒とのコミュニケーション時間が取れない点も負担となっていた。「実践的課題」に関しては、本務校での教務・担任仕事との両立が困難であった。「指揮命令系統」は学校行事にどこまでかかわった方がよいのかを悩む負担がある。「その他」に関して、転勤や慣れない機材を使用し授業を実施することなどが負担になっていた。

### 5.3 兼務という制度への賛否

「兼務」という制度に対して、賛成3人、中立2人、反対6人であった。

反対のうち、特に指摘されたのは「講師的な扱いになっている。採用されているにも関わらず、そういう制度はおかしい」であった。兼務教員が兼務校で「講師のような扱い」に対して、不満を持っていることが分かった。

他の反対の理由としては「(C教員)広島県では技術、家庭科、美術の教員の兼務が多い。特に技術家庭科は兼務者や時間講師と組み合わせの授業(学校の設備がないため、学級を半分に割り、技術と家庭科を同時並行で行う)となり、時間割変更ができない。そのため、私の勤務の実態では火曜日、水曜日、木曜日は有給休暇を取ることができない、大変負担に感じる。」との理由が挙げられた。

また、B教員の事例「たった3時間増えるだけだから、と言われたことがある。この制度には反対です。」から、技術科兼務の時間数は「授業時間数」だけで判断するのではなく、「教材の準備」、「道具や機械の整備」、「施設の整備」も考慮するべきとの主張があった。

反対の意見は主に負担につながっていることが明らかになった。

中立の回答に関しては、2件の回答が明確に賛成と反対に表明していないため、こうした意見は中立としてとらえた。

E教員は「県教育委員会が決めた方針ですが、仕方ない」と述べた。E教員は兼務に負担を感じ、しかしその方針に従わなければならない状況であった。F教員は「技術の授業時数が少ない、生徒数学級数も少ない現状から兼務で行うのは仕方がない。それでも技術科教員として技術の授業ができることはありがたい」と述べた。F教員は技術科教員として技術の授業ができることを感謝していた。

賛成の回答について、J教員とG教員は条件を加えた。

G教員は技・家教員を正規配置にしてほしい。J教員は教科については賛成、学級担任、分掌については賛成できない。兼務という制度に、無条件に賛成したとは言えない回答といえる。

以上のように、反対が半数以上「仕方ない」の意見2点が中立、無条件に賛成したとは言えない回答も含めて、結論としては、「兼務」という制度に対して、「反対」が明らかに多いといえる。

## 6. 結 論

広島県では、技術科教員不足問題に対して、再任用教員、臨時免許教員、兼務を発令された教員で対応していた。兼務を発令された20名の教員の内訳は、退職後再任用かつ兼務を発令された教員3名、臨時教員1名、専任教員の他校「兼務」教員16名であった。広島県公立中学校では、兼務を発令された教員の年齢層から、技術科教員不足の問題に対して、広島県教育委員会は若手教員を採用するのではなく、専任教員の他校「兼務」教員、再任用教員、臨時免許教員で対応していることが考えられる。

広島県公立中学校技術科教員は「教材の準備」、「道具や機械の整備」、「施設の整備」、「兼務校での人間関係」、「実践的課題」、「授業時間数」、「本務校と兼務校間の移動」、「指揮命令系統」、「その他」に負担を感じていた。「教材の準備」については本務校と兼務校2校あるいは3校分の教材を準備する負担がある。「道具や機械の整備」は兼務校で「道具や機械」の管理の責任を取る負担がある。「施設の整備」はエアコンのない教室での授業が負担になることが指摘された。技術科教員特有の負担としては栽培用土の管理があった。「兼務校での人間関係」は兼務教員が講師・非常勤講師の扱い問題が指摘され、兼務校で教員と生徒とのコミュニケーション時間が取れない点も負担となっていた。「実践的課題」に関しては、本務校での教務・担任仕事との両立が困難であった。「指揮命令系統」は学校行事にどこまでかかわった方がよいのかを悩む負担がある。「その他」に関して、転勤や慣れない機材を使用し授業を実施することなどが負担になっていた。

兼務という制度に関しての賛否は、反対6人、賛成3人、中立2人であった。反対が半数以上を占めた。

### 注

- 1) 隈部智雄, 「免許外教科担任許可に関する一考察」, 『技術教育学研究』, 第10号, pp. 19-38, 1996
- 2) 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)
- 3) 文部科学省, 「学校基本調査」, 1996-2021
- 4) 丸山剛史「技術科及び家庭科専任教員の他校『兼務』問題」, 『技術教育研究』, 別冊4, p.20-25, 2010
- 5) 木下龍, 西川諒, 坂田桂一, 「全国公立中学校の技術・家庭科(技術分野)における専任教員の他校『兼務』の実施状況」, 『技術教育研究』, 第72号, p. 70-77, 2013
- 6) 井川大介, 「北海道における技術科教員の他校『兼務』の実態」, 『技術教育研究』, 第74号, p. 47-54, 2015